

令和8年8月31日

## 令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

| 区 分      | 令和9年度<br>要 求 額 | 令和8年度<br>計 画 額 | 対前年度比 |       |
|----------|----------------|----------------|-------|-------|
|          |                |                | 金額    | 伸率    |
| (1)財政融資  | 12,252         | 12,616         | △364  | △ 2.9 |
| (2)産業投資  | —              | —              | —     | —     |
| うち 出 資   | —              | —              | —     | —     |
| うち 融 資   | —              | —              | —     | —     |
| (3)政府保証  | 6,300          | 3,600          | 2,700 | 75.0  |
| うち 国内債   | —              | —              | —     | —     |
| うち 外 債   | 6,300          | 3,600          | 2,700 | 75.0  |
| うち 外貨借入金 | —              | —              | —     | —     |
| 合 計      | 18,552         | 16,216         | 2,336 | 14.4  |

### 2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

| 区 分      | 令和9年度末<br>残高(見込) | 令和8年度末<br>残高(見込) | 対前年度比  |      |
|----------|------------------|------------------|--------|------|
|          |                  |                  | 金額     | 伸率   |
| (1)財政融資  | 93,985           | 84,329           | 9,656  | 11.5 |
| (2)産業投資  | —                | —                | —      | —    |
| うち 出 資   | —                | —                | —      | —    |
| うち 融 資   | —                | —                | —      | —    |
| (3)政府保証  | 17,097           | 12,883           | 4,214  | 32.7 |
| うち 国内債   | —                | —                | —      | —    |
| うち 外 債   | 17,097           | 12,883           | 4,214  | 32.7 |
| うち 外貨借入金 | —                | —                | —      | —    |
| 合 計      | 111,082          | 97,211           | 13,870 | 14.3 |

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

| 区 分      |       | 令和9年度<br>要 求 額 | 令和8年度<br>計 画 額 | 増 減    |
|----------|-------|----------------|----------------|--------|
| 事業計画の合計額 |       | 23,270         | 23,200         | 70     |
| (内訳)     | 直接借款  | 19,770         | 20,880         | △1,110 |
|          | 海外投融資 | 3,500          | 2,320          | 1,180  |

#### 資金計画

(単位：億円)

| 区 分              |             | 令和9年度<br>要 求 額 | 令和8年度<br>計 画 額 | 増 減    |
|------------------|-------------|----------------|----------------|--------|
| 事業計画実施に必要な資金の合計額 |             | 23,270         | 23,200         | 70     |
| (財源)             | 財政投融資       | 18,552         | 16,216         | 2,336  |
|                  | 財政融資        | 12,252         | 12,616         | △364   |
|                  | 産業投資        | —              | —              | —      |
|                  | 政府保証        | 6,300          | 3,600          | 2,700  |
|                  | 自己資金等       | 4,718          | 6,984          | △2,266 |
|                  | 一般会計出資金     | 586            | 503            | 83     |
|                  | 財投機関債       | 500            | 800            | △300   |
|                  | 貸付回収金       | 8,306          | 8,203          | 103    |
|                  | 財政融資資金借入金償還 | △2,596         | △1,809         | △787   |
|                  | その他         | △2,078         | △713           | △1,365 |

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）

### ＜政策的必要性＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月閣議決定）、「日本成長戦略」（令和 8 年 7 月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略 2030」（令和 6 年 12 月経協インフラ戦略会議決定）等においても示されている通り、気候変動等の地球規模課題解決やインフラ整備等を通じた「自由で開かれたインド太平洋」の実現への貢献等を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模課題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構による補完が行われているものである。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものである。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助（ODA）として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。

一方、海外投融資については、新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成 24 年 10 月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略 2030」において「国際金融機関やグローバルサウス諸国を含めた海外の国・地域の公的金融機関との連携を強化し、我が国企業のビジネスチャンスにつなげていくとともに、民間資金を動員する呼び水としての公的金融の機能を強化するため、ODA や政府開発援助以外の政府資金（OOF）といった公的資金と民間資金を適切に組み合わせるブレンデッド・ファイナンス等の多様な仕組みを構築し、活用していく」とされている。したがって、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨

励するものとなるよう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の 70%とし（特に必要と認められる場合には 80%）、出資の場合は原則として現地企業等への直接出資、出資比率は 25%以下、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

#### <民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」においては、財政投融資全般について「償還確実性を確保」の上で「毀損を回避することが前提である」とされており、「財政投融資の対象として今後期待される分野」として円借款や海外投融資の活用を通じたインフラ輸出が掲げられ、「民業補完の観点からは（中略）財投機関は財政融資資金や債券発行により長期資金を調達する構造であり、（民間金融機関の）質的な部分を補完している」と位置付けられている。

こうした指摘を踏まえ、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等にかかる国際公約や「日本成長戦略」、「インフラシステム海外展開戦略 2030」等の政府方針を踏まえつつ、個別案件の承諾に際しては事業達成の見込みやマクロ経済状況及び債務負担能力等につき精査を行っている。

なお、ODA に関しては、「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月閣議決定）により、基本的考え方、重点政策、実施原則等が示されている。当機構においては、かかる政府の方針や検討の状況を十分に踏まえた上で、国別の開発協力実施方針等の各種方針を定め、業務の重点化、効率化を推進しており、有償資金協力・技術協力・無償資金協力を一体的に運用する環境を整備している。

#### <有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

開発途上国においては多くの場合、経済社会開発に係る計画策定や事業実施に際し、資金調達や技術的ノウハウの不足等の困難に直面している。有償資金協力業務においては、こうした国に対する有償の資金供与による協力の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。具体的には、民間金融機関から融資を受けることが困難な開発計画や開発事業に対して、超長期かつ低利という緩やかな条件で融資をしており、（返済義務を課すことにより、借入国にとって真に必要な政策の実現や、そのための効率的な資金運用の促進を行っていることも含め）こうした国の自助努力を支援している。

なお、有償資金協力の業務実績に関しては、独立行政法人通則法に則り、年度毎の評価及び 5 年の中期目標期間の評価（予算、収支計画・資金計画等は除く）が行われるとともに、個別事業については、運用効果指標を定めモニタリング及び事後評価を行うことにより、施策の有効性を確認している。

#### <償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

業務運営に当たっては、以下のように信用リスクの軽減を図っており、もって財政投資に対する償還確実性を確保している。

まず、円借款供与の際には、事業計画について審査し、事業達成の見込みがあるものにのみ円借款を供与しており、将来的にはこの事業効果により開発途上国が経済成長を達成し、もって債務返済を行うことを企図している。また、円借款は対象国のマクロ経済状況及び債務負担能力等の分析を行った上で、国際約束に基づき相手国政府等に貸し付けられるものであり、回収の確保が図られている。

債務問題を抱えている国に対しては、IMF 等国際機関による支援、パリクラブ、援助国会合等を通じた当該国に対する国際支援体制に基づき対応することとしており、当該国の債務が持続可能となる仕組みが国際的に確保されている。なお、政府決定により、平成 15 年度より債務救済無償の対象国に対しては、従来の債務救済無償方式に代わり、円借款債権の放棄による債務救済を実施していくこととなったが、これは国際的な枠組みの中で合意された特定の貧困国に対する例外的な措置である。

海外投融資については、事業計画について審査し、原則、事業達成及び債務返済等の見込みがある事業に出融資を行うこととしている。また、貸付業務に際しては、借入人等の債務負担能力を検討の上、必要に応じて物的担保、保証人、外国政府若しくは銀行の支払保証等を徴求している。なお、海外投融資に係る管理勘定を設定し、海外投融資業務のポートフォリオ管理を通じて当機構の収益性や財務の健全性を保つこととしている。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 7 年度における財政投融資は 23,215 億円を予定していたが、

- ・ 複数の円借款について、案件形成の不調・遅れや先方政府の事務手続に起因する融資実行の遅れが生じたこと
- ・ 令和 6 年度からの繰越額 4,390 億円（ウクライナのための特別収益前倒し融資紐づき）の一部に不用が生じたこと
- ・ 政府保証外債において予定通り 10 億米ドル発行したものの、為替の都合により不用が生じたこと

等により、実績は 15,615 億円となり、7,600 億円の運用残を計上している。

（参考：過去 3 カ年の財政投融資の運用残額）

|      | 5年度   | 6年度     | 7年度     |
|------|-------|---------|---------|
| 運用残額 | 589億円 | 4,520億円 | 7,600億円 |
| 運用残率 | 3.5%  | 21.7%   | 32.7%   |

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

#### <その他>

6. 上記以外の特記事項  
特になし。

# 政 府 保 証 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

## 1. 政府保証の考え方

### (1) 政府保証外債

有償資金協力部門においては、開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与する財源として、貸付回収金や財投機関債を含めた自己資金等に加え、政府からの資金調達として一般会計及び財政投融资を主たる原資としている。

このうち、財政投融资については、従来からの財政融資資金借入金に加え、平成 26 年度より政府保証外債を資金需要や市場環境を勘案しつつ発行しており、令和 9 年度においても継続発行を要望する。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」の「政府保証に係る 4 類型の見直し」においては、主として「iii 外貨貸付に対する資金需要に対応するための政府保証外債の発行」に該当するとされている。同文書の該当箇所にて、政府保証付与の条件として掲示されている 3 つの審査基準は以下イ～ハのとおり。

- イ 外貨調達の必要性が認められること
- ロ 起債時点における調達可能な他の資金と比較して、発行コストが廉価であること
- ハ 起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること

なお、ロについては、財政投融资分科会（平成 29 年 12 月 20 日）において「償還が十分に確実であると見込まれること」と審査基準が見直されている。

当機構における政府保証外債は、外貨建て海外投融资等の需要に対応するためのものであり審査基準イを充足している。また、各回の発行時には、審査基準ロ、ハの双方を充たすことも確認している。

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証外債

令和9年度の海外投融资及び令和10年度第1四半期における過年度発行の政府保証外債元本償還予定を踏まえ、35億米ドル相当の円貨額を政府保証外債の発行額として要求する。

## 財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 令和9年度における財投機関債の発行内容

イ 発行予定額：500 億円

ロ 発行形態：原則として、普通社債（SB）と同様の債券を予定。

（参考）令和8年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等  
発行予定額：800 億円（令和8年8月に一部（200 億円）発行済）  
発行形態：原則として、普通社債（SB）と同様の債券を予定。

ハ 発行の考え方としては、円借款は、開発途上地域にとって重い負担とならないよう極めて譲許的な条件で実施されることから、有償資金協力部門の財務の健全性を維持しつつ超長期かつ低利の円借款を安定的に供与するため、一般会計出資金及び財政投融资を主たる原資としている。

一方、財投機関債による資金調達は、業務運営効率化への規律向上等の意義も認められることから、財政融資資金からの借入及び政府保証外債に次ぐ資金調達手段として活用していく。

令和9年度の発行額は、過年度の発行実績に即し 500 億円を計画する。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においては「進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の取組を推進する。政府安全保障能力強化支援（OSA）及び安全保障・経済安全保障に資する ODA の規模を拡大し、地域の平和と安定に貢献する。」、「ウクライナ支援及び対露制裁を継続する。国際協力については、JICA 海外協力隊の活用、人道危機と復興ニーズへの対応、地球規模課題の解決に向け、様々な形で ODA を拡充する。」こと等が掲げられている。

また、「日本成長戦略」では、「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の具現化、CPTPP の拡充を含む EPA の交渉・利活用の促進、経済安全保障に貢献するものを含めたバイ・マルチ ODA の活用、ビジネス機会創出のための官民フォーラム開催やアカデミアのネットワーク形成を含むグローバルサウス諸国との連携の強化、OECD、G7・G20、国連関連機関等と連携した国際的なルール形成の推進を通じて、「信頼できる経済圏」の構築を図り、進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」にも貢献する。」こと等が掲げられており、この実現のため、JICA の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保が求められている。

上記の政府方針を踏まえ、特に以下の事項に重点的に取り組むことを前提として、令和 9 年度の財政投融资要求（合計 18,552 億円（うち財政融資資金 12,252 億円、政府保証外債 6,300 億円））を行う。

### イ 新興国・途上国における「質の高い成長」支援

開発途上国の安定・強靱性・成長／生産性向上等に資するよう、日本の技術・ノウハウも活用しつつ、インフラ整備等を支援。「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献。

### ロ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）に向けたグローバルな課題への対応

防災、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取組を通じた持続可能な開発を支援。

### ハ 2025 年 4 月に改正 JICA 法で導入された新たな制度等を活用し、民間企業・投資家による投資活動が、ODA を触媒として途上国の開発へと繋がっていくような「エコシステム」構築への取り組み。

(参考)

#### ●「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（抄）

#### 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

#### 2. 強い外交・安全保障の確立

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が流動化するとともに、中国の一層の軍事

力強化や北朝鮮の核・ミサイル開発の継続等によって、我が国を取り巻く安全保障環境は加速度的に変化し、複雑かつ深刻になっている。ロシアによるウクライナ侵略等の教訓は、「新しい戦い方」への対応や持続的な対応能力の確保の重要性を浮き彫りにした。平素からの安全保障上の課題も多様化している。米国は同盟国に対してより大きな役割を求めており、NATO 諸国、韓国、豪州等は、中長期的に国防費を増額する目標を掲げるなど、安全保障関連の取組を強化している。こうした中、我が国としては、第一に外交力を強化し、主体的に防衛力を強化するとともに、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、人材力を有機的に連携させ、総合的な国力を強化していく必要がある。

#### (1) 外交力・安全保障・情報力の強化

前述の認識の下、新たな「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「三文書」という。）の検討を加速し、5 年以内に防衛力の変革を実現する。その際、我が国の独立と平和を守り抜く上で必要不可欠な経費を積み上げて「防衛力整備計画」を作成し、その実現に向けた財源の確保と併せて、国民に対して丁寧に説明する。また、海上保安能力、研究開発、公共インフラ整備、サイバーセキュリティ、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力、エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化を始め、政府横断的な取組を明確にする。このような様々な取組を積み上げ、将来にわたり我が国を守り抜くための抑止力・対処力を総合的に強化し、我が国の安全保障に万全を期す。同時に、安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤強化に不断に取り組む。本年中に改定する三文書を踏まえて編成される令和 9 年度予算については、同文書に係る議論を経て結論を得る必要があることから予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

#### (外交力の強化)

外交と防衛を車の両輪として、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を図り、分断と対立の進む世界を開放と協調へ導くため、「平和と繁栄を創る『責任ある日本外交』」を展開し、外交力を抜本的に強化する。日米同盟を基軸に、G7、ASEAN、豪、印、韓、EU、NATO を含む同志国・機関等、また、グローバル・サウスとの連携を強化する。あわせて、進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の取組を推進する。政府安全保障能力強化支援（OSA）及び安全保障・経済安全保障に資する ODA の規模を拡大し、地域の平和と安定に貢献する。

経済外交では、ルールに基づく自由貿易体制の維持・拡大に取り組むとともに、「信頼できる経済圏」を構築する。CPTPP の国内対策を進めつつ、締約国の拡大及び協定改定、価値を共有する域外パートナーとの連携強化、体制・機能強化を進める。グローバル・サウスを始めとする地域に、インフラシステムを含め、企業の海外展開支援を進める。日米間の合意の一環として、日米の戦略的投資イニシアティブを着実に実施するため、国際協力銀行・日本貿易保険に必要な措置を講ずる。

ウクライナ支援及び対露制裁を継続する。国際協力については、JICA 海外協力隊等の活用、人道危機と復興ニーズへの対応、地球規模課題の解決に向け、国際金融機関との連携も含め、様々な形で ODA を拡充する。また、「核兵器のない世界」に向けた取組、安保理改革・邦人職員増等の国連機能強化、文化外交の充実、和平調停機能の強化等に取り組む。日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を実現する。外交・領事実施体制の抜本的強化のため、合理化・効率化を図りつつ人的体制の強化、在外公館の強靱化等に取り組む。

●「日本成長戦略」（抄）

Ⅲ. 8つの分野横断的課題の解決

1. 新技術立国・競争力強化

（1）現状と課題

（略）

（2）対応の方向性

①対応の方向性

「新技術立国・競争力強化」は、8つの分野横断的な課題を結び付け、17の戦略分野での勝ち筋の実現に向けた産業競争力を底上げする、成長戦略の「結節点」である。  
（略）

くわえて、「技術で勝ってビジネスでも勝つ」新技術立国を実現するとともに、「信頼できる経済圏」を構築し、国内投資や、グローバルな「危機管理投資」・「成長投資」を通じた供給力の強化と、輸出促進を含めた海外需要の獲得を循環させることで、グローバル市場の獲得や経済安全保障の強化を図る。

②目標（KPI）

- ・2040年度250兆円の国内投資目標を実現する。
- ・官民研究開発投資額について、2026-2030年度合計で180兆円の目標を実現する。

③講じるべき施策パッケージ

i) あらゆる分野の産業競争力強化の鍵となるAXの推進（略）

ii) 「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進（略）

iii) 新技術立国の実現とグローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

iii-1) 「技術で勝ってビジネスでも勝つ」新技術立国の実現

我が国が優位性を持つ技術の海外展開や海外の知見の取り込みを外交的に後押しすべく、戦略的科学技術外交の観点からも、外交機会の活用や国際連携を通じ、デュアルユース技術も含む信頼できる先端技術エコシステムの共創やスタートアップの海外展開支援、日本人のPIや在外公館を巻き込んだ産学官ネットワーク強化、世界トップ人材の受入れや日本人研究者の海外派遣等による国際頭脳循環、ODAの戦略的な活用に取り組む。

iii-2) グローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

「日米戦略的投資イニシアティブ」を含む同志国等との投資案件の具体化に加え、17の戦略分野での投資成果を最大化するグローバル市場の獲得のため、「国・地域別戦略」の実現に向けて、米国関税への対応としても重要性を増すグローバルサウスを始めとする海外市場への展開支援、それを支える高度外国人材を受け入れ、育成する企業への支援や受入れ制度・基盤の戦略的整備に取り組む。

（略）

「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の具現化、CPTPPの拡充を含むEPAの交渉・利活用の促進、経済安全保障に貢献するものを含めたバイ・マルチODAの活用、ビジネス機会創出のための官民フォーラム開催やアカデミアのネットワーク形成を含むグローバルサウス諸国との連携の強化、OECD、G7・G20、国連関連機関等と連携した国際的なルール形成の推進を通じて、「信頼できる経済圏」の構築を図り、進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」にも貢献する。

（略）

2026年4月には、アジア域内のエネルギー供給力強靱化を目的に、原油・石油製品等の調達などの緊急対応と、エネルギー供給体制の強化やエネルギー源多様化等の中長期の構造的対応に両輪で取り組む新たな協力枠組みとして、「POWER Asia」を発表したところ。こうした取組について、東アジア・アセアン経済研究センターや国際エネルギー機関（IEA）等の国際機関と連携しながら具体化を進めるとともに、エネルギー安全保障、経済成長、脱炭素化の同時実現を目指すAZECにおいて、経済・エネルギー強

靱化の視点を強化し、AZEC2.0 を実現していく。くわえて、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」においても、脱炭素ロードマップの策定支援やアジア開発銀行との連携を含むトランジション・ファイナンス普及に向けた取組等を推進しつつ、アジアの実情に即した現実的な脱炭素移行と供給力強靱化を支援していく。

今般の中東情勢も踏まえ、我が国としても、石油及び天然ガスや重要鉱物の上流権益確保、供給源の多角化及び安定的な輸送の確保、適切な備蓄の在り方や燃料供給網の維持・強化に必要な取組を進めていくに当たって、国際協力体制の構築を図っていく。また、G7 を始め同志国等の連携強化による不当な貿易制限への反対、生産国と消費国との連携による威圧行為の無力化、IEA とも連携した備蓄強化支援に取り組んでいく。

## 財政投融资の要求に伴う政策評価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 各府省庁の政策評価の結果

主な政策評価としては、令和 7 年度財務省政策評価書の総合目標 5 で掲げられている、「ODA 等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進」において、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展支援や、日本企業の海外展開支援の推進による日本経済の活性化を目的として、令和 7 年度に、計 4 件、約 3,433 億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP）による円借款供与や計 27 件、約 2,025 億円（承諾額ベース）の海外投融资等をはじめとした着実な支援を実施した。

同評価書の政策目標 6 を達成するための施策で掲げられている「円借款を通じた ODA の効率的・戦略的な活用」において、上述した円借款供与と海外投融资等による支援に加え、民間資金フローが ODA を凌駕していること、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中で ODA の一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICA の機能強化を盛り込んだ独立行政法人国際協力機構法を令和 7 年 4 月に改正した。

「国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画」の施策においては、MDBs と JICA との協調融資の枠組で、質の高いインフラ案件の実施を目的として、令和 5 年 12 月に立ち上げたアジア開発銀行（ADB）に出資する信託基金の第 2 フェーズ（LEAP2）において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援した。また、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）と JICA の協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発 信託基金（TADAC）」を通じて、アルゼンチン共和国における再生可能エネルギー容量の拡大支援などを実施した。

さらに、「ロシアによるウクライナ侵攻による影響を受けている国々への支援」の施策では、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERARローン）」について、令和 7 年 6 月、JICA とウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に 2,784.5 億円を供与済（令和 8 年 3 月末時点）であり、着実な支援を実施した。

また、同目標の「日本企業の海外展開支援の推進」においては、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、円借款・海外投融资の活用等により、日本企業の海外展開を支援した。

### 2. 政策評価結果の要求への反映状況

令和 9 年度概算要求においては開発途上国の安定・強靱性・成長／生産性向上等に資するよう、日本企業の技術・ノウハウを活用したインフラ整備を継続支援するとともに「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献する。

また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）に向けたグローバルな課題への対応として防災、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取り組みを通じた持続可能な開発を支援する。

さらに、2025 年 4 月に改正 JICA 法で導入された新たな制度等を活用し、民間企業・投資家による投資活動が、ODA を触媒として途上国の開発に繋がっていくような「エコシステム」構築に貢献すべく取り組む。

## 7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 決算についての総合的な評価

令和 7 年度決算における当期総利益は、資金運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により 471 億円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

資産合計は昨年度比 15,397 億円増加し、199,132 億円となった。資産の大宗を占める貸付金残高は、貸付実行の増加等により、昨年度比 11,346 億円の増加となった。

負債合計は昨年度比 14,248 億円増加し、93,406 億円となった。負債の大宗を占める財政融資資金借入金残高は、昨年度 11,905 億円の増加となった。

純資産合計は政府からの出資金 584 億円及び当期総利益 471 億円等により、昨年度比 1,149 億円増の 105,725 億円となった。

#### (2) 費用・収益の状況

令和 7 年度決算における当期総利益は、資産運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により 471 億円となった。